

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年9月16日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会

(2) 代表者の氏名

呉竹 一人

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区西ノ京東中合町2番地 京都市聴覚言語障害センター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、中途失聴・難聴者に対して社会参加促進及び自力更生と生活支援に関する事業を行い、障害者福祉の向上に寄与する事を目的とする。

2 申請年月日

平成26年9月3日

(文化市民局地域自治推進室)